

第21期第51回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和2年12月16日(水)15時00分～
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問) P 1 ~ P 2
- (2) 佐賀県資源管理方針について(諮問) P 3 ~ P 13
- (3) ごち網漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問) P 14 ~ P 16
- (4) むたうなぎかご漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問) P 17 ~ P 20
- (5) 共同漁業権漁場外(小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖)における土砂採取の認可について(照会) P 21 ~ P 52
- (6) 佐賀県漁業調整規則及び海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の施行について(報告) P 53
- (7) その他

水産第 2761 号

令和 2 年(2020 年)12 月 10 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 藤崎・永江)

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

水産第 2694 号
令和 2 年(2020 年)12 月 9 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針について（諮問）

このことについて、令和 2 年 12 月 1 日に制定した佐賀県資源管理方針について、漁業法第 14 条第 9 項の規定により、変更を行う必要があります。

ついては、別添のとおり佐賀県資源管理方針の変更(案)を作成しましたので、同法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 寺田)

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>第1～第7略</p> <p>第8 <u>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</u> <u>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」</u> <u>から「別紙1-3 さんま」までに、それぞれ定めるものとする。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この方針は、令和2年12月1日より施行する。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この方針は、令和3年1月1日より施行する。</u></p>	<p>第1～第7略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

- 第 1 特定水産資源
まいわし対馬暖流系群
- 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
- 水域
の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域
対象とする漁業
中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業
- 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。
- 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まさ網漁業	2 統
小型まさ網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県さんま漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域
の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域
の対象とする漁業
中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業
漁獲可能期間
周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まさ網漁業、小型まさ網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まさ網漁業	2 統
小型まさ網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年1月1日

佐賀県知事 山口 祥義

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量78千トン（平成30年）、生産額は331億円（平成29年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-3 さんま」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

水域

の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及び佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

水産第2824号
令和2年(2020年)12月15日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



ごち網漁業(特認)の漁業許可方針について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項及び第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和2年12月18日(金)までに答申してください。

(担当:農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

ごち網漁業許可方針 特認（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

1 そうごち網漁業（特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 2 隻以内

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

4 8 キロワット以下（漁業調整用エンジン 1 5 馬力以下）

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

3 月 1 日から 3 月 1 5 日まで

（7）漁業を営む者の資格

前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、玄海町飯屋、旧肥前町肥前若しくは大浦浜地区又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者の者から承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は の者と同居して生計を同じくする 2 親等以内の親族に限る。

佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号 令和 2 年 1 1 月 2 7 日公布。）第 1 0 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和 3 年 3 月 1 日から 3 月 1 5 日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和 3 年 1 月 1 5 日

第4 条件

（1）唐津市肥前町大崎北端、同向島北端及び長崎県壱岐市郷ノ浦町大島南

端を順次に結んだ直線より北東の佐賀県玄海海域及び共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

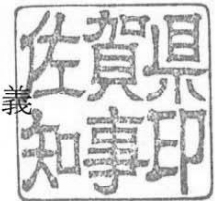
(2) まだい幼魚以外を目的として操業してはならない。

(3) 採捕したまだい幼魚は、県外に販売してはならない。

水産第2827号
令和2年(2020年)12月15日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



ぬたうなぎかご漁業(特認)の漁業許可方針について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項及び第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和2年12月18日(金)までに答申してください。

(担当:農林水産部水産課漁業調整担当 真島)

ぬたうなぎかご（神集島地区特認）（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

ぬたうなぎかご漁業（神集島地区特認）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

下記の 示す海域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

令和 3 年 2 月 1 日から 4 月 3 0 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者の者から承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は の者と同居して生計を同じくする 2 親等以内の親族に限る。

佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号 令和 2 年 1 1 月 2 7 日公布。）第 1 0 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

令和 3 年 2 月 1 日から 4 月 3 0 日まで

第 3 申請すべき期間

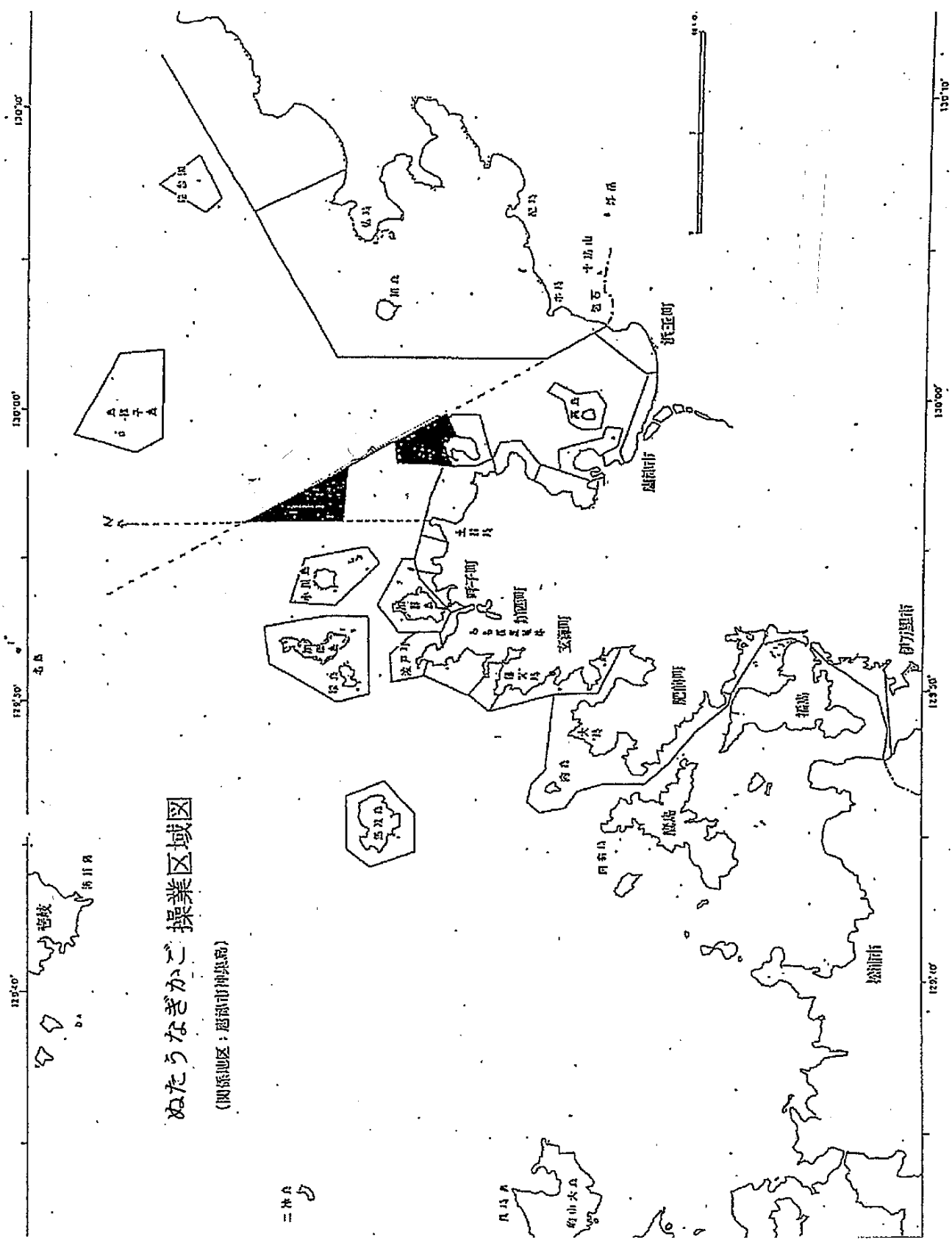
公示した日から令和 3 年 1 月 1 5 日

第 4 条件

(1) 使用するかご数は、2 0 0 個以内とする。

(2) 幹縄の両端に、水面 1 メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間 3 0 0 メートル毎に浮標をつけなければならない。

(3) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。



ぬたうなぎかご操業区域図

(関係地区：越前市沖泉島)

二沖島

水産第2817号
令和2年(2020年)12月11日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 久野 勝利



共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について(照会)

唐津市東大島町2番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 前田 五男から申請の共同漁業権漁場外(小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖)における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

ついては、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和2年12月18日(金)までに回答してください。

記

1 申請区域

(1) 小川島新北沖	採取面積	1,405,200 平方メートル
	採取量	700,000 立方メートル
(2) 馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
	採取量	100,000 立方メートル
(3) 小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
	採取量	200,000 立方メートル

2 採取期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

(担当：漁業調整担当)

河第1441号の2
令和2年11月20日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和2年12月下旬までに回答をお願いします。

記

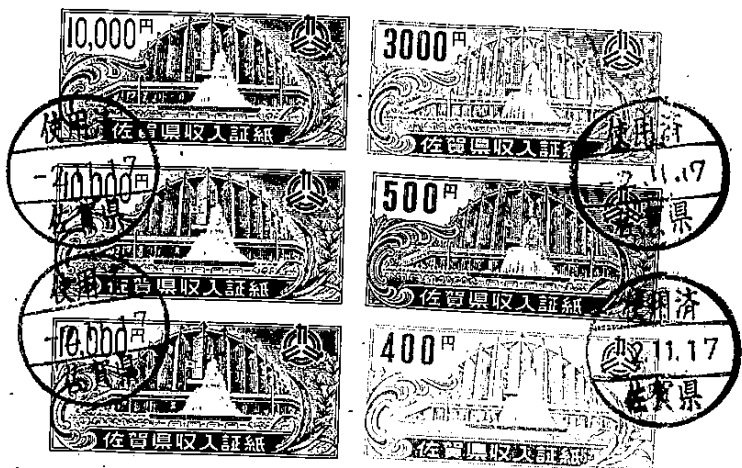
1 申請人

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 前田 五男 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島新北沖
1,405,200平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理第二担当 岩永
(内線2689)



× 整理番号	小川島新代牛
× 審査結果	
× 受理年月日	2年11月17日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和2年11月17日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
 氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
 及び法人にあっては 代表理事 前 田 五 男
 その代表者の氏名
 生年月日 昭和24年4月11日
 登録年月日 昭和49年12月27日
 登録番号 佐賀第 75号



(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。



1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,405,200 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 70万 立方メートル

3 採取の期間

令和3年 1月 1日から令和3年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

・ 沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		700,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗員数	業務主任者	積載量	1日採量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんか バージげんかい	第136502号 A16M70002	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	太田和宏	2,997㎡	2,997㎡	280,000㎡	8.5㎡	26吋
		唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第七げんかい バージ第七げんかい	第143189号 A30E70001	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	畑村正敏	2,981㎡	2,981㎡	250,000㎡	7㎡	26吋
		唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第8住若丸 バージ慶洋	第143438号 A31E70001	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	苍岐開発株式会社 住若海運株式会社	8名	三浦貞旦	3,349㎡	3,349㎡	170,000㎡	6㎡	26吋
		苍崎市	4,060 トン	砂採取作業船								
合 計						26名			9,327㎡	700,000㎡		

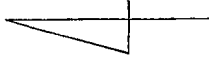
小川島新北沖採取地位置図

(1:100,000)

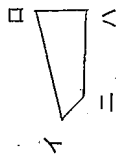
基点：小川島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位344度00分へ8,400mの点。
- ロ、イ点より真方位77度00分へ2,200mの点。
- ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
- ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,700mの点。

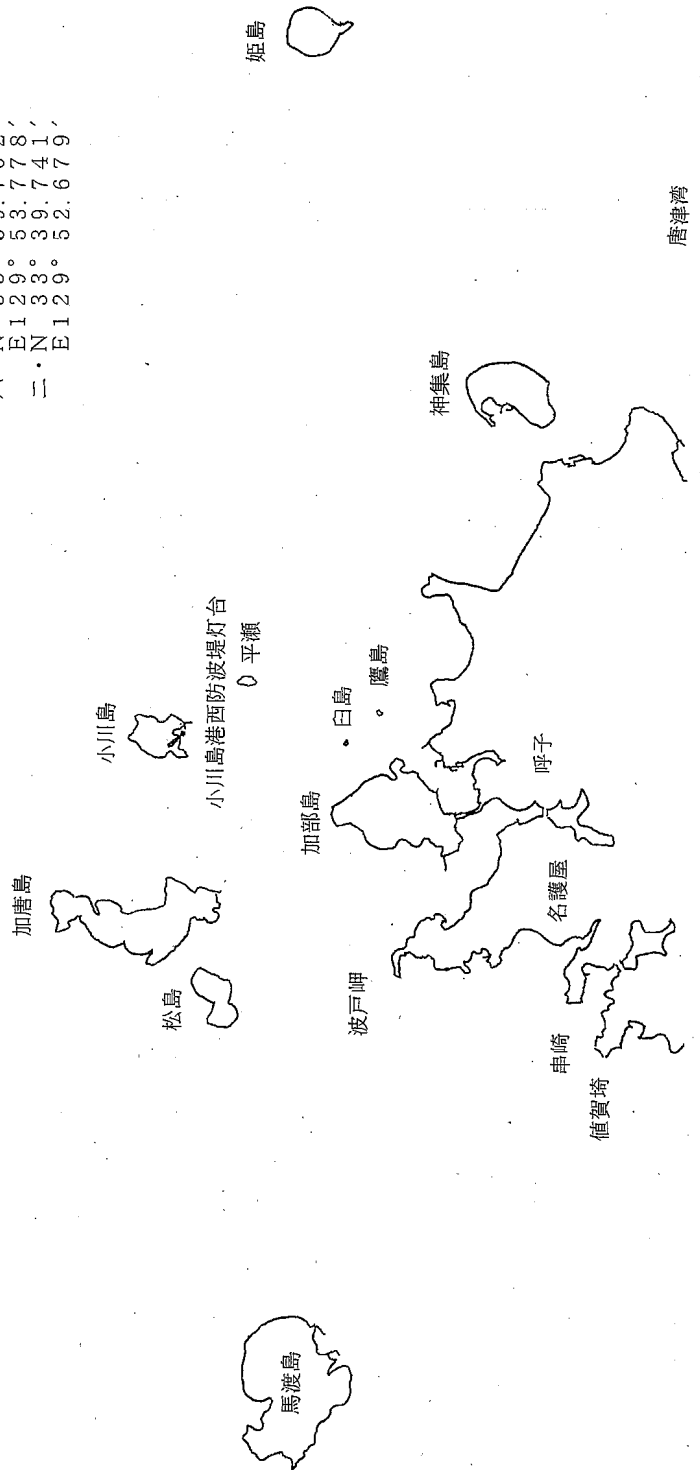
イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島



	経度	緯度
イ	N 33° 39.963'	E 129° 52.388'
ロ	N 33° 40.243'	E 129° 53.771'
ハ	N 33° 39.702'	E 129° 53.778'
ニ	N 33° 39.741'	E 129° 52.679'



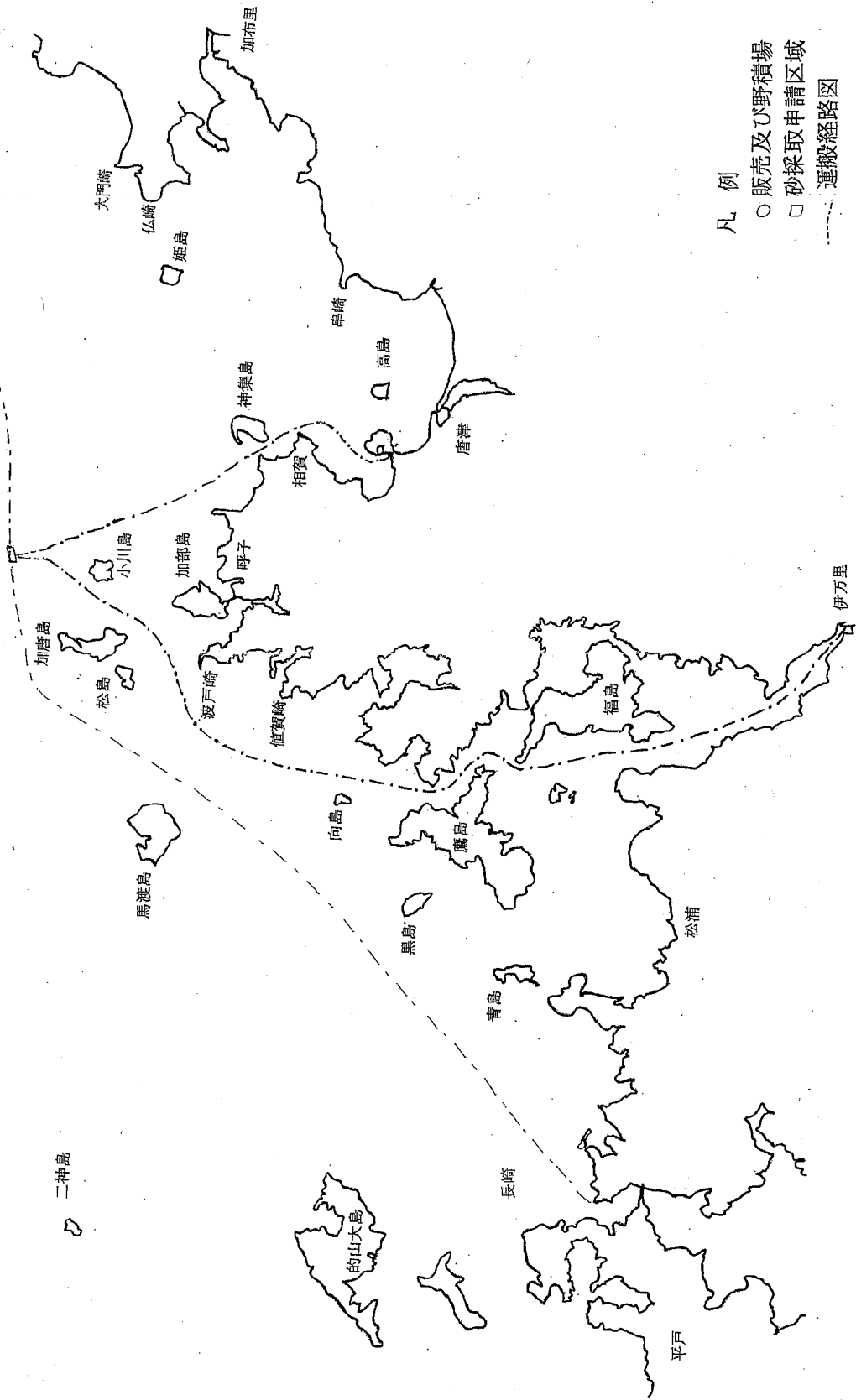
運搬経路見取図 1:200,000

小川島新北沖

鳥帽子島

福岡・山口

宮崎



凡例

- 販売及び野積場
- 砂採取申請区域
- 運搬経路図



同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 前田五男に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 700,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和3年 1月 1日より令和3年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

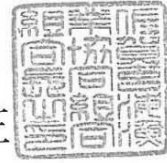
6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和2年11月/2 日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和 正



小

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳 弘



基

イ、
ロ、
ハ、
ニ、

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 教



小川島新北沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：小川島港西防波堤灯台

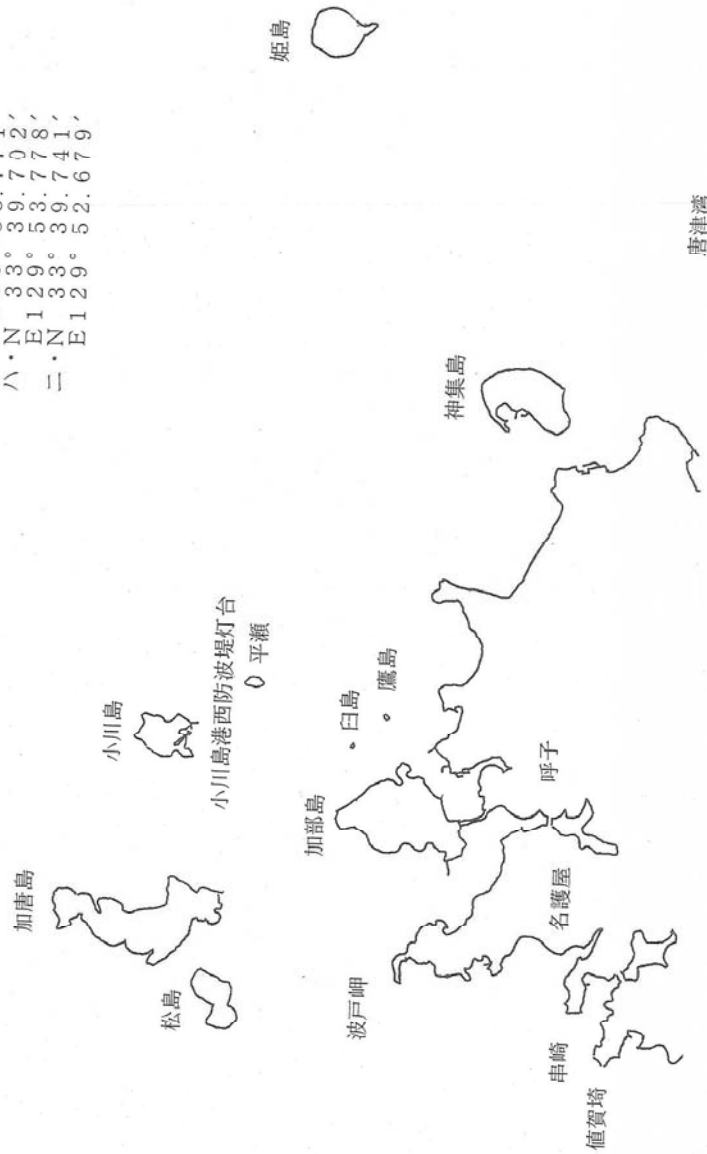
- イ、基点より真方位344度00分へ8,400mの点。
- ロ、イ点より真方位77度00分へ2,200mの点。
- ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
- ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,700mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



経度・緯度

- イ・N 33° 39.963′
- ロ・E 129° 52.388′
- ハ・E 129° 40.243′
- ニ・N 33° 39.702′
- イ・E 129° 39.778′
- ニ・E 129° 52.679′



唐津湾

河第1441号の4
令和2年11月20日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和2年12月下旬までに回答をお願いします。

記

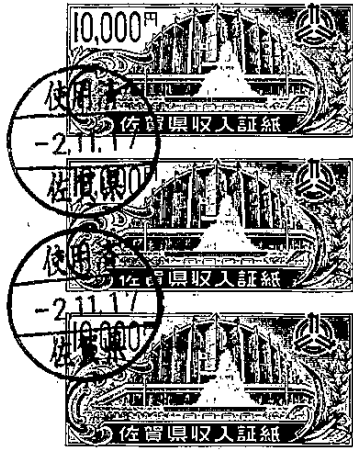
1 申請人

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 前田 五男 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市鎮西町 馬渡島沖
1,000,000平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理第二担当 岩永
(内線2689)



× 整理番号	馬渡海岸沖
× 審査結果	
× 受理年月日	2年11月17日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和2年11月17日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東犬島町2番地
 氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
 及び法人にあつては 代表理事 前 田 五 男
 その代表者の氏名
 生年月日 昭和24年4月11日
 登録年月日 昭和49年12月27日
 登録番号 佐賀第 75号



(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。



1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5. 0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1)砂利の種類 海砂

(2)採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和3年 1月 1日から令和3年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1)採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	従業員数	業務主任者	積載量	1日積載回数	1日採取量	年間採取量	バケット	ポンプ能力
げんか バージげんかい	第136502号 △16770002	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	太田和宏	2,997㎡	1回	2,997㎡	280,000㎡	8.5㎡	26時
		唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい バージ第七げんかい	第143189号 △30770001	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	畑村正敏	2,981㎡	1回	2,981㎡	250,000㎡	7㎡	26時
		唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第8住若丸 バージ慶洋	第143438号 △31770001	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	香岐開発株式会社 住若海運株式会社	8名	三浦貴旦	3,349㎡	1回	3,349㎡	170,000㎡	6㎡	26時
		香岐市	4,060 トン	砂採取作業船									
合計						26名				9,327㎡	700,000㎡		

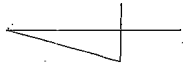
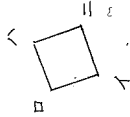
馬渡島沖採取地位地図

(1 : 100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

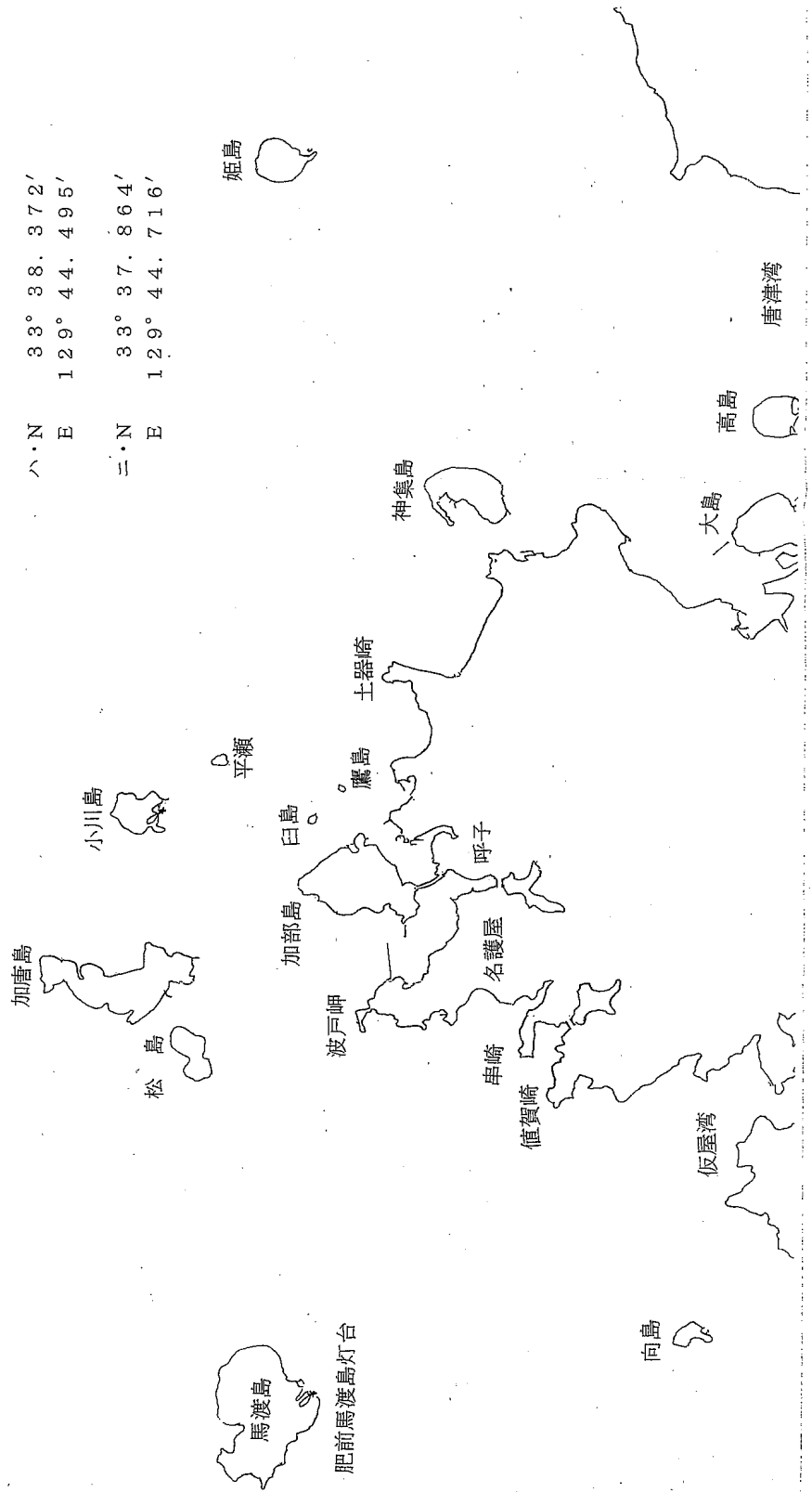
- イ. 基点より真方位340度00分へ7, 500 mの点。
- ロ. イ点より真方位340度00分へ1, 000 mの点。
- ハ. ロ点より真方位70度00分へ1, 000 mの点。
- ニ. ハ点より真方位160度00分へ1, 000 mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島

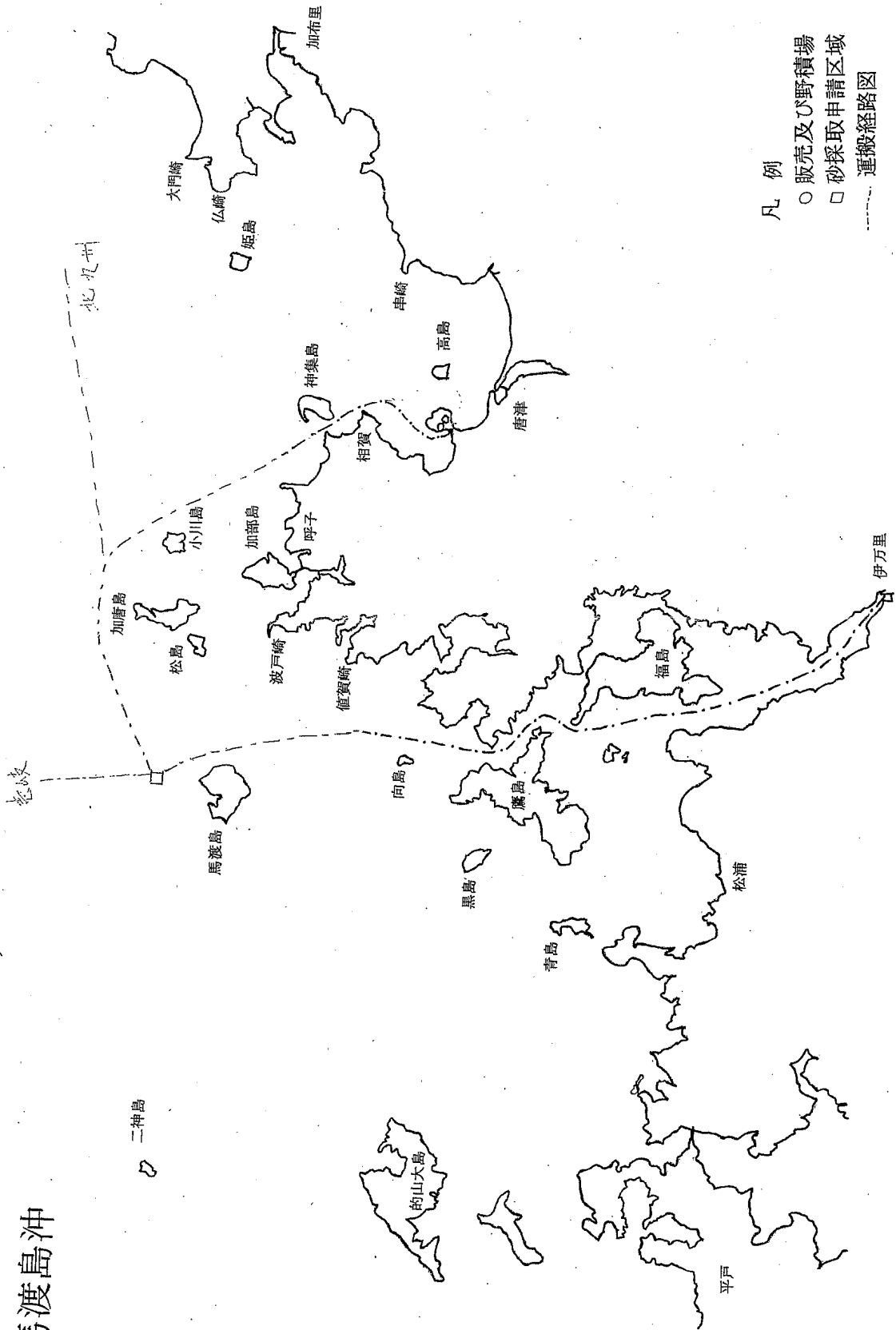
		緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'	イ・E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'	ロ・E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'	ハ・E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'	ニ・E	129° 44. 716'



運搬経路見取図 1:200,000

馬渡島沖

鳥帽子島



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図



同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 前田五男に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 100,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和3年 1月 1日より令和3年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和2年11月/2日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和 正



佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 教



佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地

外津漁業協同組合

代表理事組合長 尾 崎 行 雄



佐賀県東松浦郡玄海町仮屋398-5

仮屋漁業協同組合

代表理事組合長 山 口 忠 幸



佐賀県唐津市肥前町大浦310-3

大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正 人



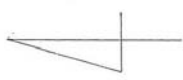
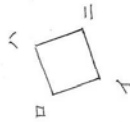
馬渡島沖採取地位地図 (1:100,000)



基点：肥前馬渡島灯台

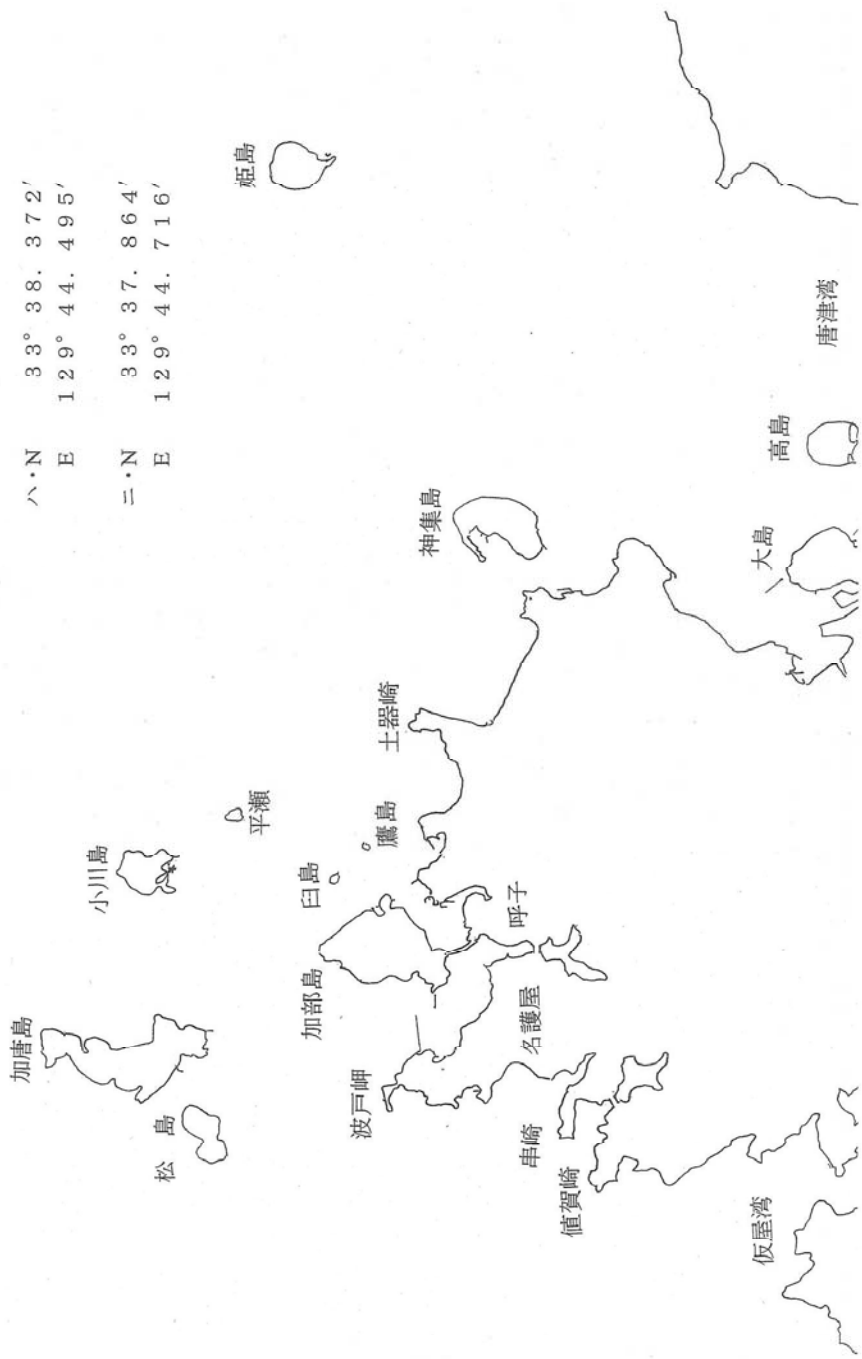
- イ. 基点より真方位340度00分〜7, 500mの点。
- ロ. イ点より真方位340度00分〜1, 000mの点。
- ハ. ロ点より真方位 70度00分〜1, 000mの点。
- ニ. ハ点より真方位160度00分〜1, 000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島

		緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'		
E	129° 44. 109'		
ロ・N	33° 38. 187'		
E	129° 43. 887'		
ハ・N	33° 38. 372'		
E	129° 44. 495'		
ニ・N	33° 37. 864'		
E	129° 44. 716'		



水産第 号
令和2年(2020年)12月 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 久野 勝利 様

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について(照会)

唐津市東大島町2番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 前田 五男から申請の共同漁業権漁場外(小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖)における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

ついては、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和2年12月18日(金)までに回答してください。

記

1 申請区域

(1) 小川島新北沖	採取面積	1,405,200 平方メートル
	採取量	700,000 立方メートル
(2) 馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
	採取量	100,000 立方メートル
(3) 小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
	採取量	200,000 立方メートル

2 採取期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

(担当：漁業調整担当)

河第1441号の6
令和2年11月20日

水産課長 様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について（照会）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和2年12月下旬までに回答をお願いします。

記

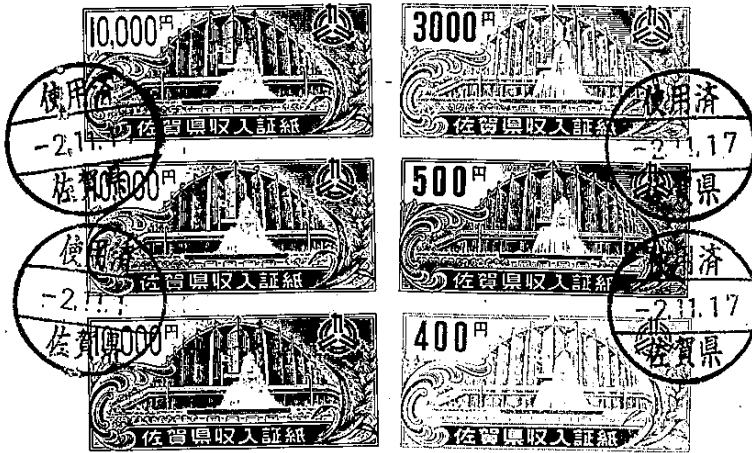
1 申請人

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 前田 五男 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島北東沖
1,429,129平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理第二担当 岩永
(内線2689)



× 整理番号	小川島比集申
× 審査結果	
× 受理年月日	24年11月17日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和2年11月17日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
 氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
 及び法人にあつては 代表理事 前 田 五 男
 その代表者の氏名
 生年月日 昭和24年4月11日
 登録年月日 昭和49年12月27日
 登録番号 佐賀第 75号



(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。



1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1)砂利の種類 海砂

(2)採取予定数量 20万 立方メートル

3 採取の期間

令和3年 1月 1日から令和3年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1)採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		200,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

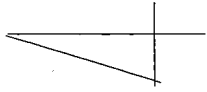
採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	従業員数	業務主任者	積載量	1日採掘回数	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんかい バージげんかい	第136502号 A16A70002	佐賀県 唐津市	414 ト 2,950 ト	砂採取船の押船 砂採取作業船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	太田和宏	2,997㎡	1回	2,997㎡	80,000㎡	8.5㎡	26吋
第七げんかい バージ第七げんかい	第143189号 A30E70001	佐賀県 唐津市	407 ト 3,395 ト	砂採取船の押船 砂採取作業船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	畑村正敏	2,981㎡	1回	2,981㎡	80,000㎡	7㎡	26吋
第88住若丸 バージ慶洋	第143438号 A31E70001	長崎県 唐崎市	407 ト 4,060 ト	砂採取船の押船 砂採取作業船	香岐開発株式会社 住若海運株式会社	8名	三浦貴旦	3,349㎡	1回	3,349㎡	40,000㎡	6㎡	26吋
合計						26名				9,327㎡	200,000㎡		

小川島北東沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：小川島港西防波堤灯台

- イ。基点より真方位 9度20分へ5, 158.6mの点。
- ロ。イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
- ハ。ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
- ニ。ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域。

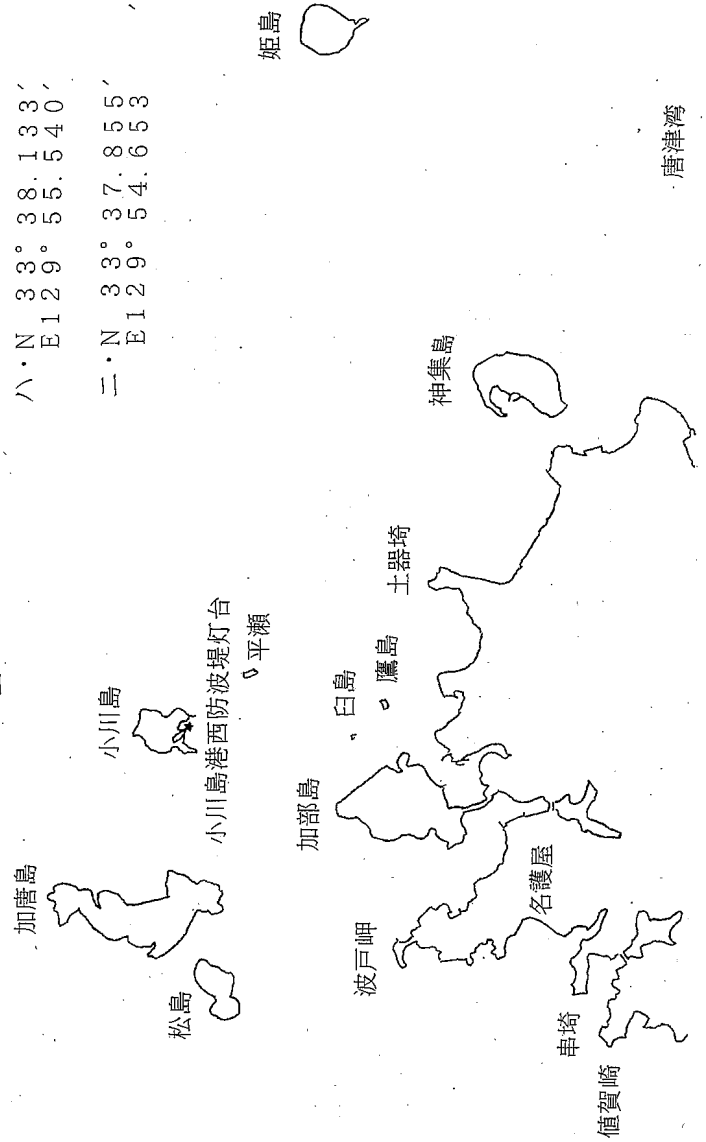
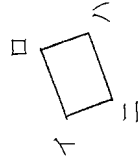


烏帽子島



経度・緯度

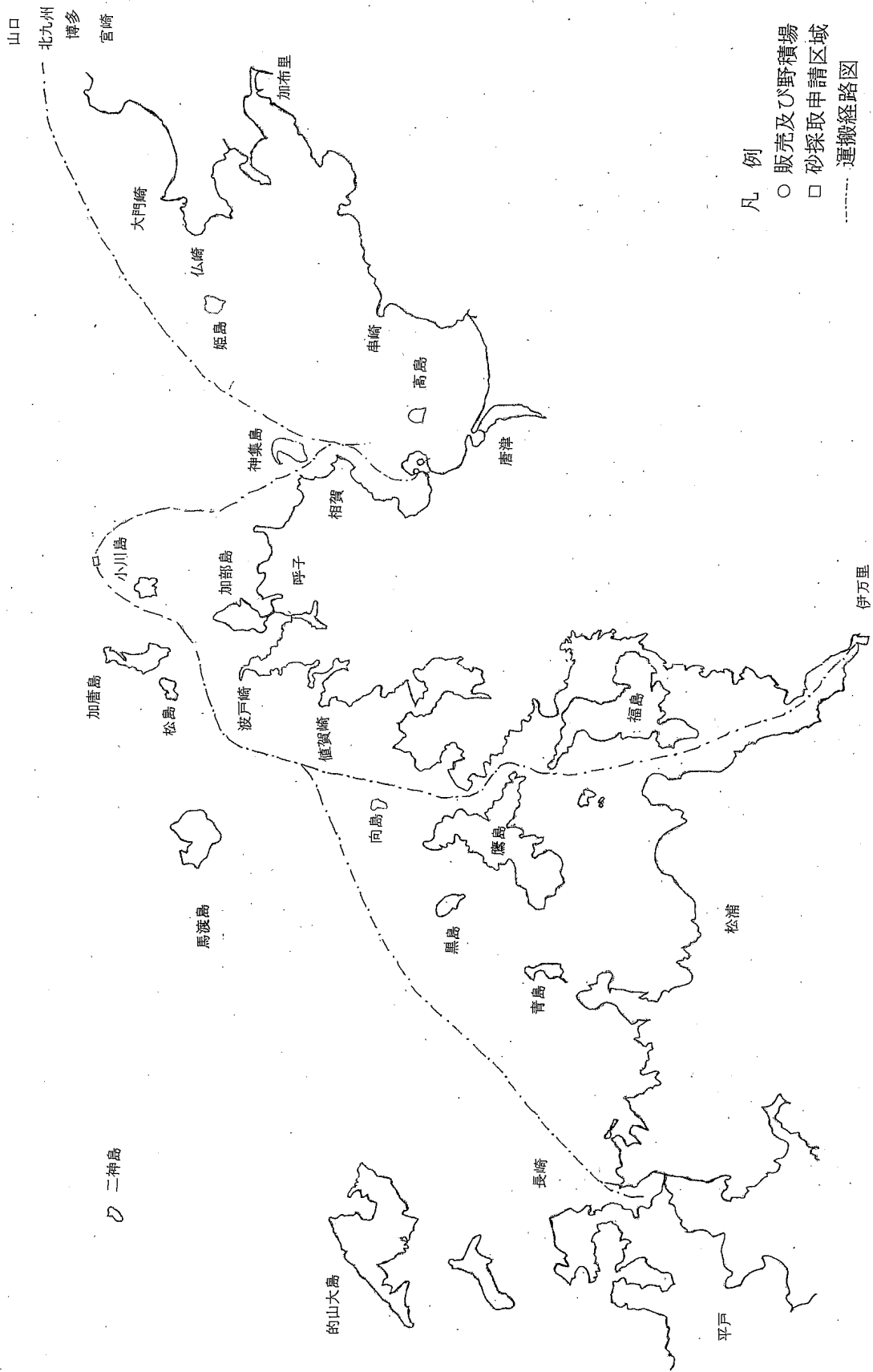
- イ・N 33° 38.367′
E 129° 54.447′
- ロ・N 33° 38.639′
E 129° 55.313′
- ハ・N 33° 38.133′
E 129° 55.540′
- ニ・N 33° 37.855′
E 129° 54.653′



運搬経路見取図 1:200,000

小川島北東沖

烏帽子島



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図



同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 前田五男に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 200,000 立方米とする。

4. 砂採取の期間

令和3年 1月 1日より令和3年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

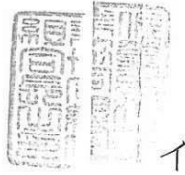
6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

令和2年11月 12 日

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和 正

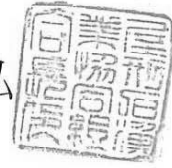


イ。

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳 弘



ロ、

ハ、

ニ、

イ、

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 教



小川島北東沖採取地位位置図

(1:100,000)

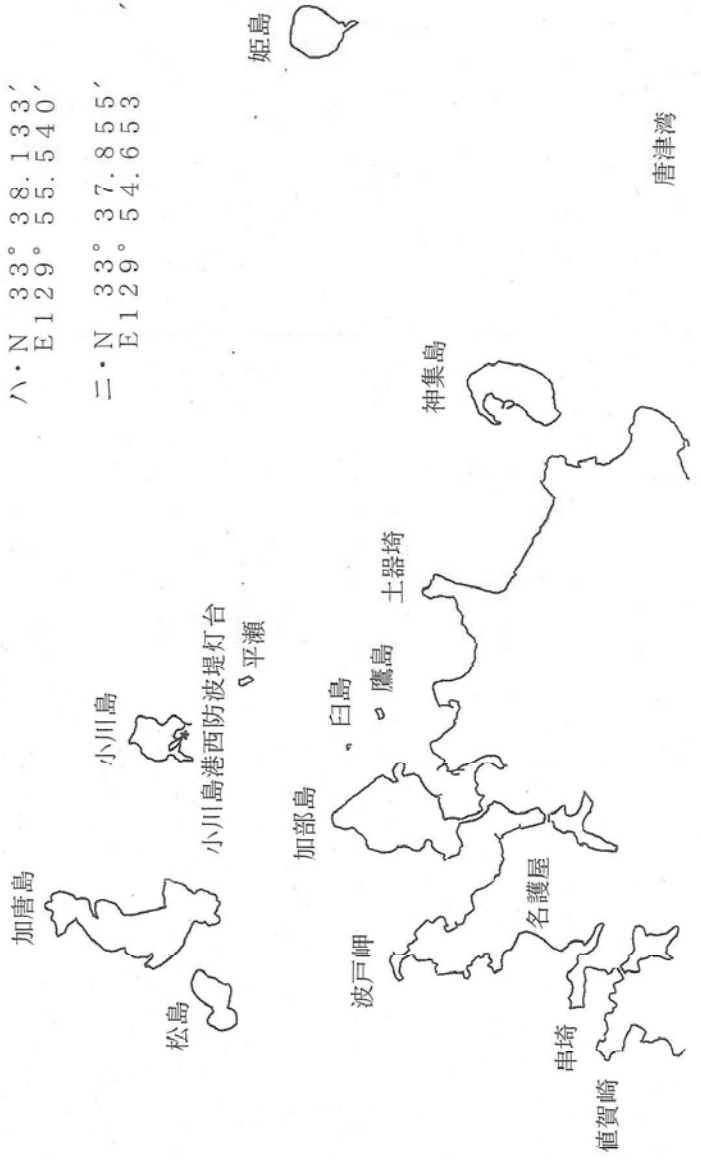
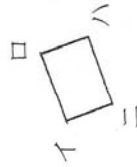
基点：小川島港西防波堤灯台

- イ。基点より真方位 9度20分へ5, 158.6mの点。
 - ロ。イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
 - ハ。ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
 - ニ。ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域。

烏帽子島

経度・緯度

- イ・N 33° 38.367'
- E 129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
- E 129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
- E 129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
- E 129° 54.653'





佐賀県公報

令和2年11月27日（金曜日）号外

規則

- ◎ 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（62・生産者支援課）
- ◎ 佐賀県漁業調整規則（63・水産課）

告示

- 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく知事指定薬物の指定の失効（301・薬務課）

公安委員会事項

- ◎ 佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（規則・7）
- ◎ 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則（規則・8）

海区漁業調整委員会事項

- ◎ 海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部改正（告示・1）